

## ワクチン接種会場への移動手段として障がい福祉サービス等を利用する場合の取扱いについて

ワクチン接種にあたり、障がい福祉サービス等の利用者においては、医療機関以外の接種会場（福祉センター、市民センター等）への同行が必要な場合、障がい福祉サービス等を利用することを認める通知が厚労省より発出されています（裏面「参考通知参照」）。以下、利用可能なサービス、要件及び必要な手順をお示しいたしますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

### 対象サービス

- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・通院等介護
- ・移動支援

### サービスの優先順位（複数のサービスの支給決定がある人）

①通院介助・重度訪問介護 ⇒ ②同行援護もしくは行動援護 ⇒ ③移動支援

いずれかのサービスの支給決定を受けている場合は、新たにサービスを申請する必要はありません。

### 対象者（要件）

対象者については、在宅の方で、以下に記載している要件のいずれにも該当する方となります。

- （1）1人では、接種会場までの移動、会場内の移動が困難な方
- （2）家族による同行が困難な方

### 手順

1. 利用者からの申し出・モニタリング時における聞き取りでニーズを把握  
⇒要件を満たしているか、接種日時・会場等を確認してください
2. 現在の支給量の範囲で調整することが可能か判断してください  
《調整することが難しい場合 または 当該同行に必要なサービスの決定がない場合の以下手順》
3. 週間計画（週間計画の備考欄に【接種日時・会場・時間数見込み】を記載）及びモニタリング報告書・基本情報様式第1号（新規サービス追加の場合のみ）を作成してください。
4. 支給量変更または新規サービス追加に必要な書類を芦屋市に提出してください。  
（提出書類は裏面に記載）
5. 利用者と事業所間で利用契約（支給量の範囲であれば変更は不要）
6. 請求：「サービス利用継続支援（モニタリング）」または「サービス利用支援」  
※ただし移動支援のみモニタリング（継続支援）

※対象者の要件に記載しましたとおり、基本的には家族等による対応となりますが、それに抛りがたい方についてサービスを利用する場合の手順を示しています。

#### 支給量が不足する場合（重度訪問介護の移動加算・移動支援新規追加を含む）

---

##### 【提出書類】

① 7号変更申請書，②支給量変更後の週間計画，③モニタリング報告書を提出

#### 新規でサービス申請が必要な場合（新規で通院介助または同行援護・行動援護を追加）

---

##### 【提出書類】

① 1号申請書，②基本情報1様式1号，③サービス等利用計画，④週間計画，⑤モニタリング報告書

##### 【申請内容】

（区分がある方）

通院介助または同行援護・行動援護を必要時間数分 申請

（区分がない方）

移動支援または同行援護を必要時間数分 申請

※移動支援の提出書類は支給量変更と同様とする。

#### 支給量・支給決定期間

- ・原則，ワクチン接種にかかる変更のため，初回接種日のから翌月末とします。
- ・併せて，平時の利用を開始・支給量を増加される場合は通常と同様に算定根拠を記載してください。その際，ワクチン接種の2か月とそれ以降の内訳を記載してください。

#### 参考通知

- ・令和3年4月22日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」
- ・令和3年5月21日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」